

優生保護法補償法制定についての見解

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」(以下、補償法)が、2024年10月8日、参院本会議で全会一致で可決、成立しました。また、「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」が、両院本会議で採択されました。

これらの国会の動きは、優生保護法の違憲及び同法の立法の違法を断じ、国の損害賠償責任を認めた7月の最高裁判所大法廷の判断を受けたものであり、全ての被害者に対しての早急な補償の実現が求められています。

全通研は、設立当初から「ろう者の生活と権利を守る」立場をとり、全日本ろうあ連盟と協調してろうあ運動に連帯してきました。全通研の基本的立場は、ろう者の暮らしからの手話の学習、ろう者の権利保障の観点からの手話通訳の実践にあります。

私たちは、優生保護法訴訟の開始以来、原告にろう者が含まれていたこともあり、全国の支部と共に、手話通訳をはじめとする支援に取り組んできました。訴訟の勝訴、続いている補償法の制定及び両院の決議は、これまでの私たちの取り組みの正当性を確認するものであり、被害者の尊厳の回復に資するものとして歓迎するものです。

ただ、補償法の制定によりすべてが解決するものではありません。残念ながら、今日の日本には未だ障害を理由とする多くの差別があり、障害のある人々を劣った存在として、社会から排除する考え方(=優生思想)があります。

全通研は、訴訟の終結や補償法の制定により課題が解決したという立場ではなく、障害者への差別を許さないことが社会的に初めて広く認知された、という観点から、障害者の基本的人権が保障され、安心して暮らすことができる社会を実現する出発点に立った、と考えます。

優生思想との対峙、廃絶に向けた取り組みがこれからの具体的かつ現実的な課題であり、そのことは全通研の創立以来の理念である「ろう者の権利を守る手話通訳制度の実現」と呼応すると考えられます。

全通研は、全日本ろうあ連盟と共に、心を同じくする幅広い関係者と力を合わせて、優生思想に基づく差別や偏見の根絶を図り、ろう者の権利が保障され、すべての人が尊重される社会をめざします。

2024年11月1日

一般社団法人全国手話通訳問題研究会理事・監事一同